

# 平成28年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
------	--------------------

平成29年3月31日現在


## 1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県立愛媛母子生活支援センター (昭和23年9月3日(平成10年4月1日現在地に改築移転))	所在地 電話 HP	松山市道後今市12番30号 089-925-2678 <a href="http://www.ehime-swc.or.jp/shisetsu/3/index.html">http://www.ehime-swc.or.jp/shisetsu/3/index.html</a>
----------------	--	-----------------	--

## 2. 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 (5年間)
--------	-------------------	------	---------------------------------

## 3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立のためにその生活を支援することを目的とする。	施設の外観 								
施設内容	居室21室(うち、バリアフリー室1室・緊急保護室1室) 集会学習室・カウンセリング室・事務室									
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所による保護</li> <li>・就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導</li> <li>・自立の促進のために必要な生活の支援</li> <li>・センターの施設、附属設備及び備品の維持管理</li> <li>・その他必要な業務</li> </ul>									
施設の管理体制	(福)愛媛県社会福祉事業団 愛媛県立愛媛母子生活支援センター	<table border="1"> <tr><td>所長(正規1)</td></tr> <tr><td>母子支援員(正規1)</td></tr> <tr><td>母子支援員(正規2)</td></tr> <tr><td>少年指導員(正規1)</td></tr> <tr><td>個別対応職員(嘱託1)</td></tr> <tr><td>嘱託医(非常勤2)</td></tr> <tr><td>心理療法員(嘱託1)</td></tr> <tr><td>舎監(非常勤2)</td></tr> </table>	所長(正規1)	母子支援員(正規1)	母子支援員(正規2)	少年指導員(正規1)	個別対応職員(嘱託1)	嘱託医(非常勤2)	心理療法員(嘱託1)	舎監(非常勤2)
所長(正規1)										
母子支援員(正規1)										
母子支援員(正規2)										
少年指導員(正規1)										
個別対応職員(嘱託1)										
嘱託医(非常勤2)										
心理療法員(嘱託1)										
舎監(非常勤2)										
利用料金等	利用料金制 <input type="checkbox"/> 採用している <input checked="" type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) -									
開館日・開館時間	年中無休(24時間体制)									

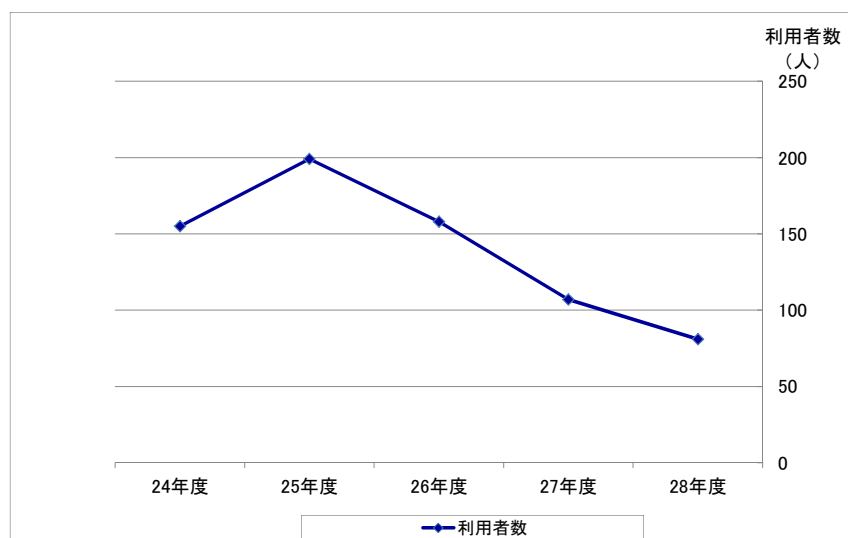
## 4. 指定管理業務に係る県の委託料

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県委託料(千円)	44,145	41,047	59,045	58,413	59,063	48,552

## 5. 施設の利用状況

### (1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度増減率
利用者数(人)	155	199	158	107	81	△ 24.3 %
利用料金収入(千円)	-	-	-	-	-	-



### (2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)  
入所希望者の状況が多様化しており世帯構成によっては断らざるを得なかったり、支援が必要とされる場合であっても入所に伴うルールによる制約を嫌がるなど、なかなか入所へと結びつかないため。

(利用料金収入)

## 6. サービスの質向上に向けた取組み

### ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は平成28年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施)

平成28年度の内容	平成29年度の内容(予定含む)
<p>○昨年度に引き続き、入所世帯の多くに心理的支援が必要であったことから、年間を通して273回のカウンセリングを実施し、母親に対する育児支援及び精神的サポートを行った。</p> <p>○児童活動及び各種教室等を月1回程度ずつ開催し、子どもの支援を行うとともに、入所者の生活を豊かにするため、内容充実を図った。</p> <p>☆北棟外壁タイルの新たな剥がれ及び1階女子トイレの雨漏りが確認されたため、年度末修繕により改修工事を行った。</p> <p>☆南棟1階に発生していたシロアリについて、防虫駆除を実施した。</p> <p>☆入所者への支援向上のため、老朽化した貸出家電の買い替えを行った。</p>	<p>○様々な状況の中で入所してくる利用者に対し、個々の状態を確認しながら、適切な支援が行えるよう関係機関や専門機関と緊密な連携を図るとともに、自立に向けた支援を行う。</p> <p>○職員のスキルアップのため、各種研修会に積極的に参加する。</p> <p>○定例会及び子ども会等で定期的に意見聴取するほか、年1回、アンケート方式の利用者調査を実施する。</p>

### イ) 利用者からの声への対応状況(平成28年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
特になし	

## 7. 平成28年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p>入所者については、精神障害を抱えているなど昨年度からの傾向が続いており、まずは母子のみでの生活を整え、社会生活への順応を図っていくことが課題となっている。退所した世帯については、支援継続の必要性を感じるものの、本人の退所の意志に加え、退所後親族等の支援も見込めるものであったため、当センターが関係機関と世帯をつなぐ役割を果たしながら、支援者同士の連携を厚くし、施設内外問わずチームでの支援を進めることが重要であると考えます。</p> <p>入所者の減少については、問合せ自体が減っているため、福祉事務所である市を始め支援に必要な母子と接する機会が多い医療機関や教育機関、警察組織等への施設認知度を高める必要があると思われる。</p>	<p>事業は概ね良好に遂行されていると評価できる。</p> <p>県内の母子生活支援施設では、一部を除き、DV被害の母子世帯についての受入れは困難であることから、当センターが全県域をカバーしており、母子保護や生活支援のみならず、DV被害に係る入居世帯の生活再建を図るという重要な役割も果たしており、様々な問題を抱えた入所者に対し適切な支援ができるよう、各機関と連携を図りながら自立へ向けての支援を行っている。また、心理的カウンセリングの必要な世帯に対しては、通常生活へ向け、まず精神面を安定させることを第一とし、積極的に関わっている。</p> <p>今後とも様々なケースに適切に対応できるよう、全職員のレベルアップを図り、併せて退所後のアフターケアの体制作り等関係機関との連携強化に引き続き努めて欲しい。</p>

## 8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

<p>指定管理者制度の導入による効果としては、長年の経験から各機関との連携を最大限に生かし、個々の入所者の状況に応じた様々な自立支援サービスの実施ができています。また、管理運営にあたっては、経費削減や民間のノウハウによる効率的な運用が図れている。今後も、入所者の抱える複雑かつ様々な問題に対応するための更なる専門的なスキルが求められることから、職員の高度な知識や技術力の確保が必要である。</p>
--